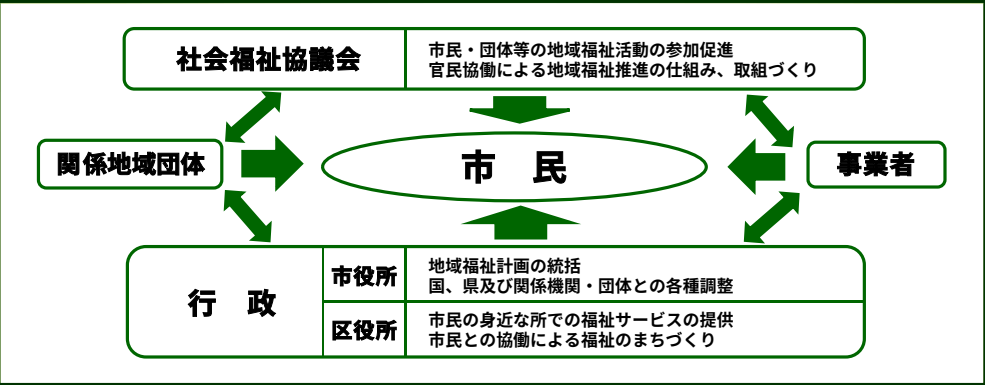


計画を推進するための協力と連携

本計画の推進にあたっては、行政及び熊本市社会福祉協議会はもとより、市民、地域関係団体、福祉事業者等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って進める必要があります。



各施策における成果指標

熊本市地域福祉計画

	具体的施策	成果指標	基準値	目標値
重点 1	(1) 高齢者を地域全体で支える環境づくり	65歳以上の元気な高齢者の割合	78.61% (H20年度)	79.41% (H29年度)
	(2) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.0% (H26年度)	45% (H30年度)
	(3) 子どもたちが健やかに成長できる環境づくり	地域子育て支援施設利用者数	111,901人 (H25年度)	123,086人 (H31年度)
		地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2% (H25年度)	26.0% (H31年度)
	(4) 市民の健康づくりを支援する環境づくり	市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の増加	6校区 (H23年度)	95校区 (H30年度)
		健康づくり推進に関するボランティア数等の増加	1,327人 (H24年度)	3,000人 (H34年度)
		過去1年間に地域活動に参加した市民の割合の増加	46.7% (H24年度)	60.0% (H30年度)
重点 2	(1) 生活困窮者への相談支援体制の整備	実相談受入人数	296人 (H26年度)	411人 (H31年度)
		支援を実施したことで新たに就労される方の数	164人 (H26年度)	395人 (H31年度)
		支援を実施したことで生活困窮から脱却される方の数	34人 (H26年度)	82人 (H31年度)
	(2) 災害時避難行動要支援者への支援	「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	21.9% (H26年度)	50.0% (H31年度)
	(3) 民生委員・児童委員の活動支援	定数に対する充足率	96.4% (H26年度)	100% (H31年度)

※ 熊本市地域福祉活動計画では、成果指標の設定はありません。

第3次 熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画

概要版

地域福祉とは・・・

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民、地域組織や団体等が支え合い、助け合い【互助（共助）】、さらに公的なサービスや支援が必要な問題は行政が行う【公助】必要があります。

- 『自助』・・・市民一人ひとりが個人の努力で自分の生活を営むこと
- 『互助（共助）』・・・地域住民や地域組織による支え合いや助け合い
- 『公助』・・・行政や公的機関による直接的な支援



計画策定の趣旨・目的

近年の、少子高齢化や核家族化等の進展により、個人のライフスタイルや価値観等が多様化し、地域で、家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になる中で、複雑多様化した福祉課題が多く見られるようになっています。

このような状況のもと、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、誰もが健やかで安心して暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

このため本市では、平成17年度から「熊本市地域福祉計画」（第1次・第2次）に基づき、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉の推進を図ってきました。

今回の第3次計画においては、熊本市社会福祉協議会が策定・推進する「熊本市地域福祉活動計画」と一体的に策定を行い、これまでの計画の基本理念を踏襲しながら、さらなる地域福祉の推進を目指します。

計画の位置づけ

熊本市地域福祉計画

熊本市が、社会福祉法第107条に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、第6次熊本市総合計画（平成21～30年度）の個別計画として、他の分野別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉分野に係る施策を具体化するものです。

熊本市地域福祉活動計画

熊本市社会福祉協議会が、地域における様々な問題や課題解決を図るため、住民や関係団体・機関等と連携・協力しながら、ともに地域での福祉活動を進めていくために、策定する民間の活動（行動）計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、目指す方向性を同じくしております。両計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、連携と役割分担のうえ、総合的に推進する必要があり、第3次計画から一体的に策定及び推進を行うこととしました。

このことにより、共通の基本理念及び目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図ることができるとともに、効果的に地域福祉を推進する体制づくりが期待できます。

計画の基本理念

■ 市民主体

市民一人ひとり自らが、地域福祉活動に主体的に参画し、福祉のまちづくり実現の一翼を担う取組みを進めます。

■ 個人の尊厳・人権の尊重

住み慣れた地域の中で、全ての人とともに生き、ともに暮らし続けながら、誰もが人間として尊重される地域社会の実現を目指します。

■ 住民相互の支え合い

地域住民がお互いに理解し、支え合い、助け合える地域社会の実現を目指します。

■ 市民・事業者・行政の協力と連携

地域の福祉課題に対して、地域住民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、自治体等が協力と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

計画の基本目標

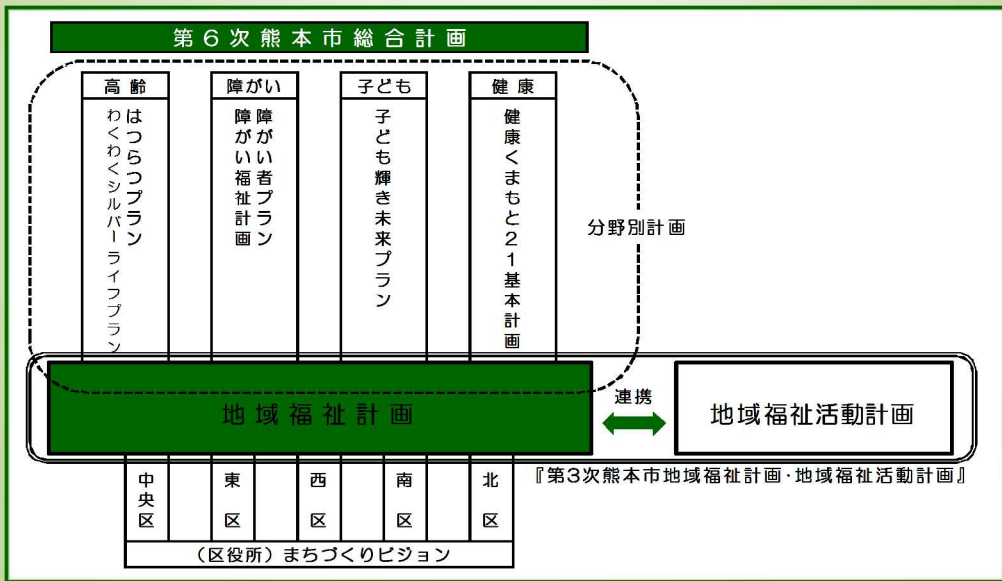
■ 誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり

計画の基本理念に基づき、子どもから高齢者まで全ての方が、住み慣れた地域で、ともに支え合い、つながり合い、明るく幸せな暮らしを送ることができる地域づくりを、計画の基本目標とし施策の取組みを進めます。

他計画との関係

本市では、全体の指針となる「総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくり等の分野ごとに、「高齢者保健福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」等が策定され、区ごとにまちづくりの指針となる「区まちづくりビジョン」が策定されています。

本計画は、各分野別計画に基づく施策が、地域で総合的・効果的に展開されることを支える役割を果たすものです。



計画の体系

基本理念	市民主体
	個人の尊厳・人権の尊重
	住民相互の支えあい
	市民・事業者・行政の協力と連携

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとしております。

基本目標

誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり

I 熊本市地域福祉計画		
重点的取組	具体的施策	取組施策
重点1 ともに支えあい、助けあう地域福祉社会の推進	(1) 高齢者を地域全体で支える環境づくり	・地域包括ケアの仕組みづくり ・高齢者見守り体制の強化と地域資源の把握 ・高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の促進
	(2) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	・偏見や差別を取り除き相互理解を深めるための理解促進 ・社会参加の促進 ・相談支援体制の充実 ・在宅福祉サービスの充実
	(3) 子どもたちが健やかに成長できる環境づくり	・地域における子育て支援サービスの充実 ・地域における子育て支援のネットワークづくり
	(4) 市民の健康づくりを支援する環境づくり	・小学校区単位の健康まちづくり ・健康づくりを支えるボランティアの育成・支援
重点2 地域で支援を必要とする方への対策の充実	(1) 生活困窮者への相談支援体制の整備	・包括的な支援の実施 ・早期的な支援の実施 ・創造的な支援の実施
	(2) 災害時避難行動要支援者への支援	・「避難行動要支援者名簿」の整備 ・「避難行動要支援者名簿」を活用した支援体制づくり ・「熊本市災害時要援護者避難支援制度」の充実
	(3) 民生委員・児童委員の活動支援	・地域の実情に応じた候補者の確保 ・民生委員・児童委員への情報提供の充実 ・民生委員・児童委員の負担軽減、支援体制の強化

II 熊本市地域福祉活動計画		
活動目標	活動の柱	取り組みの内容
活動1 地域福祉主体による推進	(1) みんなで声をかけあい、つながりあう地域づくり	・あいさつ運動、声かけ運動の推進 ・住民交流の場づくり ・地域支援ネットワークの構築
	(2) 地域ぐるみによる心と体の元気づくり	・住民の健康づくり、仲間づくりの推進 ・高齢者の生きがいづくりと世代間交流 ・介護予防好循環システムの強化
	(3) 災害時にも強い地域づくり	・地域力を結集した支援体制の構築 ・災害時要援護者支援事業の充実
活動2 地域みんな（日常生活圏）で支えあう環境づくりの推進	(4) 地域福祉活動を支えるボランティア活動の促進	・市民活動・ボランティアセンターの機能強化 ・区事務所の役割強化 ・地域を基盤とした福祉教育の推進
	(5) 地域福祉を支える団体との連携・協働	・住民参加型ワークショップ(座談会)の実施 ・地域各種団体との連携強化 ・多職種間ネットワークの構築 ・CSR（企業の社会貢献活動）の活用
活動3 みんなの暮らしを支える取組の推進	(6) きめ細やかな相談・支援体制の充実	・地域での相談力向上 ・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の充実 ・伴走型支援の充実 ・ネットワークによる連携・協働体制の構築 ・地域包括支援センター（火の君）の機能強化
	(7) サービス利用者を支援する体制づくり	・権利擁護の充実(日常生活自立支援事業と法人後見事業) ・地域や関係機関との連携強化 ・市民後見人養成講座の実施と育成 ・相談・支援の充実
	(8) 情報力の向上と活動支援のための基盤整備	・戦略的な広報活動の展開 ・各種広報活動との連携 ・活動支援のための基盤整備 ・安定した財源確保